

令和 8 年

草加市議会 2 月定例会

委員会提出議案

草加市議会

令和8年2月18日

草加市議会議長 鈴木由和様

議会改革特別委員会

委員長 小川利八

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び草加市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提 案 理 由

議会広報委員会について、市民意見を集約及び把握する活動を行うため、議会の広聴に関する事項を所管事項に加える必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

委第1号議案

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例

草加市議会委員会条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「議会広報委員会」を「広報広聴委員会」に改め、同号に次のように加える。

ウ 市議会の広聴に関する事項

第30条第1項中「議会広報委員会」を「広報広聴委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の草加市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による議会広報委員会の委員長、副委員長及び委員（以下この項において「委員長等」という。）である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の草加市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による広報広聴委員会の委員長等に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第3条第1項の規定による議会広報委員会の委員長等の残任期間とする。

参 考 資 料

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(4) <u>議会広報委員会</u> 7人</p> <p>ア 条文略</p> <p>イ 条文略</p> <p>(会議録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議録(議会運営委員会及び<u>議会広報委員会</u>に係るものを除く。以下同じ。)を作成し、会議録に次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(6) 条文略</p> <p>2 条文略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(4) <u>広報広聴委員会</u> 7人</p> <p>ア 条文略</p> <p>イ 条文略</p> <p>ウ <u>市議会の広聴に関する事項</u> (会議録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議録(議会運営委員会及び<u>広報広聴委員会</u>に係るものを除く。以下同じ。)を作成し、会議録に次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 条文略</p> <p>ㄱ ㄱ</p> <p>(6) 条文略</p> <p>2 条文略</p>

~
5 条文略

~
5 条文略